

成田市教育委員会会議事録

令和2年5月成田市教育委員会会議定例会

期 日 令和2年5月26日 開会：午後2時 閉会：午後4時10分

会 場 成田市役所5階503会議室

教育長及び出席委員

教 育 長	関 川 義 雄
委 員 (教育長職務代理者)	佐 藤 勲
委 員	高 木 久美子
委 員	片 岡 佳 苗
委 員	岡 本 秀 彦

出席職員

教育部長	清 水 活 次
教育部参事	田 中 美 季
教育総務課長	松 島 真 弓
学校施設課長	篠 塚 正 人
学務課長	藤 崎 修 治
教育指導課長	葉 山 憲 一
生涯学習課長	堀 越 千 里
学校給食センター所長	鈴 木 孝
公民館長	谷 平 裕 美
図書館長	伊 藤 照 枝
教育総務課長補佐 (書記)	大 隅 光 夫

傍聴人：0人

1. 教育長開会宣言

2. 署名委員の指名 片岡佳苗委員、岡本秀彦委員

3. 前回議事録の承認

4. 教育長報告

主催事業等

○4月30日、5月20日 臨時校長会議について

臨時に開催した校長会議では新型コロナウイルス感染症対策と学校の対応、さらに学校再開に向けての準備等について各校の校長と協議し、情報共有を行って共通した取り組みを実践できるようにいたしました。

4月30日は、緊急事態宣言の延長を受けて5月以降の学校対応について協議し、どの学校も連休明け以降、5月31日までを休校とするが、5月11日の週からは、全学年週に1回、1～2時間程度「学習支援の日」と称して分散登校を開始すること。また、5月25日の週からは週に2回から3回、分散登校の日を設け、学習支援を行っていくことを確認しました。

また、5月20日の臨時校長会議では、6月からは千葉県も緊急事態宣言を解除するものと仮定し、学校を再開していくこと。ただし、3月の学校再開時と同様に、できる限りの感染予防策を講じて実施し、部活動は行わない事等々、細かな点に至るまで各校で共通した取り組みを実践できるよう確認しました。

この感染症の予防には3密を避けることが大原則とされていますが、最大1学級37人もの子どもたちが授業を受けなければならない学級では、どんなに手を尽くしても「密集」は避けられません。学校では、児童及び教職員については、予め家庭で健康観察をし、家族全員が発熱などの症状が出ていない等、健康であるということが大前提で学校を再開します。しかも子どもたちが登校してきた際には、教室に入る前に手洗いをし、マスクを着用しての授業になるわけですから、たとえ、子ども達や教職員に無症状感染者がいたとしても、ほとんど感染拡大の心配はないとして授業が行われます。保護者の中には非常に細かなところまで神経をとがらせ、不安に感じておられる方もいらっしゃるようですが、これは学校に限ったことではなく、電車やバスで通勤される方は、皆さん常にそうした空間にいるわけですから学校だけが特に問題だというわけではありません。全国で緊急事態宣言が解除された後は、一人一人が予め感染

の危険を察知し、自ら予防策を講じるようにしながら日常生活を営んでいくことが求められているのではないのでしょうか。学校では、再開直後の授業で、子ども達にこの新型コロナウイルス感染症について知る学習を行い、どうしたら自分が感染しないようにできるのか学べるよう計画しています。

失われた33日分の授業日すべてを回復させることは困難ですが、どの学校も無駄な時間を極力省き、密度の高い学習を継続して実施していくよう、指導計画の見直しを図っています。なお、1学期は7月31日（金）まで実施し、2学期は8月24日（月）から開始する予定です。夏休み期間を短縮しますが、本市では3週間の期間を確保しました。他市では、夏休みが1週間だったり、2週間だったりするところもあるようですが、真夏の炎天下、何が起こるか分からない中での授業に子どもたちの反応はいかがでしょうか。また、長い2学期になりますが、教職員の気持ちはどうでしょうか。どんなスケジュールにしても様々な困難が予想されます。

ともかく6月から授業再開、7月31日まで2ヶ月間、学校ではしっかり学習指導に力を注いでいきます。

その他

○4月30日 第2回成田市校長会議について

私は臨時会議だけに参加し、その後に行われた定例会議には参加しませんでしたので、ここでの報告は特にございませぬ。

○5月 1日 成田ケーブルテレビ取材について

5月連休明け以降の学校対応について成田ケーブルテレビから取材を受けました。その内容についてはすでに何度か放映されておりますのでご覧になった方もおられるかもしれませんが、5月末までの休校措置について、また、この期間中の学校における「学習支援の日」いわゆる分散登校の実施についてお話しさせていただきました。

○5月12日 令和2年度 第1回教科用図書印旛採択地区協議会について

佐藤委員と共に第1回目の教科用図書印旛採択地区協議会に参加してまいりました。第1回目ですので、協議会委員長、副委員長を決めた他、各教科の専門調査員の承認、今後の協議会の進め方等について確認をして会議を終えました。今後、各市町でそれぞれ教科書を調査、検討し、どの教科書が良いのか選んでまいります。教育委員の皆様にも大変お忙しいところ恐縮

ですが、教科書を手に取ってご覧いただき、それぞれの出版社の発行する教科書の比較検討を進めていただけますようお願いいたします。

○5月14日 ケーブルネット296取材について

ケーブルネット296からの取材は、緊急事態宣言が継続されたことについてどう考えるか、休校中の子どもたちにはどんな対応をしているのか等、いくつかの質問を受け、最後に子ども達へのメッセージをお願いされました。これまでコロナ問題で様々なメディアから取材を受けましたが、ケーブルネット296では、予め質問が寄せられていたため、それに対する答えを考えてメモしていたのですが、いざ、取材が始まってみると、前もって用意された質問だけ聞かれる形でしたので、逆にメモに書いた内容を思い出すような答えになってしまい、中途半端な回答になってしまったのではないかと反省しています。

○5月18日 栄養士との研修会

6月からの学校再開を決め、同時に初日から学校給食を提供する方針でしたので、市内の給食センターや共同調理場の栄養士の皆さんに集まっていただき、それぞれの調理場の課題や要望を聞き取り、こちらからもお願いをしてまいりました。栄養士の皆さんが心配されていたことは、ウイルス感染予防の観点から、各校に具体的な配膳の方法を知らせてほしい事、学校に配置されている配膳員と用務員に白衣と手袋、帽子等を配布してほしい事、給食のおかわりの仕方、飲み終えた牛乳パックの処理方法等について要望を伺いました。また、夏休み前の3日間と、2学期開始後の3日間は給食を提供できない事も改めて伺った次第です。栄養士の皆さん方は、給食センターはもとより、親子方式の共同調理場であっても、学校職員とは離れた環境で勤務している方達ばかりですので、学校とは互いの情報共有や意見交換をもっと密に行いたいと願っています。早め早めの情報提供に心がけ、気持ちを同じくして子どもたちに美味しい給食を提供できるようにしていきたいと思えます。

○5月20日 第1回成田市副校長・教頭研修会について

年度が改まったの初めての副校長・教頭会議を下総みどり学園の体育館で行いました。3密を避けるという観点から、体育館で両サイドの窓を開けて風通しを良くしたうえでの開催でした。前日に比較して急に気温が低くなった日だったのと、私が着席した場所は大変風通しが良い場所だったこともあり、とても寒く、途中で席を移動してしまいました。

学校がここまで気を使って対応していることについては、少し極端ではありますが、ある意味、

とても安心しました。

この会議では、校長会議と同様の話をさせてもらいました。一番強調したのは、学校を再開しても、これからの学校は、以前の平常時とは全く異なる状況にあるということを教職員も子どもたちも理解して臨むことが大切だということ。つまり、日常生活の全てが、自然にウイルス感染の予防につながるように、子どもも教職員も意識して取り組めるようにすることが求められる、というお話しをしました。また、6月からの学校再開については、長い休校期間を経て久しぶりに通常登校する子ども達ですが、この休校期間中、それぞれどんな思いで過ごしてきたのか、家庭環境によっては本当につらい思いをしてきた子もいるかもしれないし、中にはゲームなどに夢中になってしまい、学ぶ意欲が薄れてしまった子も相当数いることを念頭に、一人一人の子に丁寧な対応を心掛けるよう、全職員によく理解させてほしいと訴えたところです。

《教育長報告に対する意見・質疑》

特になし

5. 議 事

(1) 議 案

議案第1号から議案第4号については、成田市教育委員会会議規則第20条第1項の規定により非公開により審議する。

《これより非公開》

議案第1号「令和2年度6月補正予算要求書（教育費関係予算）の提出について」

松島教育総務課長：

それでは、議案第1号 令和2年度6月補正予算要求書（教育費関係予算）の提出について、ご説明申し上げます。

このたび、成田市議会6月定例会に提出いたします補正予算案がまとまりましたので、教育委員会会議の議決をいただきまして、市長に申し入れるものでございます。

今回の補正では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、事業の縮小、中止、あるいは、次年度に先送りとしたもの、また、学校の臨時休校に対する授業時数を確保するために必要な費用、GIGAスクール構想実現に伴う費用などとなっております。

それでは、資料でご説明いたします。議案第1号の資料1ページをご覧ください。こちらは、歳入予算の一覧でございます。

教育総務課、小中学校教育用コンピュータ整備事業におきまして、国庫補助金・市債の増額をいたします。

また、生涯学習課、明治大学・成田社会人大学運営事業におきまして、雑入の減額をいたします。

続きまして、資料2ページ及び3ページをご覧ください。こちらは、補正いたします各事業の歳出予算の一覧でございます。

詳細につきましては、4ページ以降の資料によりまして、各担当課長からご説明いたします。よろしく願いいたします。

松島教育総務課長：

それでは、教育総務課予算の説明をいたします。資料4ページをご覧ください。一般管理に関する経費で206万8,000円の減額でございます。今年度は、平成28年3月に10年間の計画として策定いたしました「成田市学校教育進行基本計画」の中間年度にあたるため、進行管理と数値目標の現状を把握するため各事業のアンケート調査を実施する予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定どおり実施できない事業が複数存在いたしますため、今年度のアンケート調査実施を見送りまして、令和3年度に先送りすることとしたものでございます。

続きまして、資料5ページをご覧ください。小中学校教育用コンピュータ整備事業でございます。小中学校費合計で10億6,243万1,000千円の増額でございます。これは、国において令和5年度までに整備することとしてございましたGIGAスクール構想が、令和2年度に全て前倒して実施することとなったため、国の補助金を活用し、本市における施設整備、機器整備を早期に実現するためのものでございます。予算の内訳を申し上げます。まず歳入、国庫補助金です。公立学校情報ネットワーク環境施設整備費補助金は、10ギガの校内LAN回線及び充電用の電源キャビネットを整備することに対する補助金でございます。基本的に2分の1額の補助でございますが、上限額が定められております。

次に、公立学校情報通信機器整備費補助金は、児童生徒用の一人一台端末を整備することに対する補助金でございます。一台あたり45,000円の補助となります。

次に、地方債でございます。こちらは、市で負担すべき2分の1部分にあたりまして、起債することとなる部分でございます。

続きまして歳出です。まず、委託料です。電源キャビネット設置委託料は全校の各教室に児童生徒用端末を保管充電するため、鍵付きの電源キャビネットの設置を委託するものです。一度に充電することによる電源負荷を軽減するため、輪番充電ができる機種を予定しております。

次に、教育用コンピュータ装置設置委託料です。これは国の補助金を活用して10ギガの通信回線を新たに設置するものでございます。また、各教室や体育館等に固定式Wi-Fiアクセスポイントを設置いたします。体育館等に設置するアクセスポイントは、平時は学習用として使用いたしますが、災害等が発生し避難所となる場合には回線の切り替えを行い、避難した方々が利用できるよう、有事の際の有効活用ができる機種の選定を予定しております。

次に、教育用コンピュータ装置保守点検委託料です。これは、今年度にコンピュータールームのパソコンを入れ替える予定であった学校のパソコンを、一人一台端末が整備されるまでの間、保守を延長し引き続き利用できるようにするための経費でございます。

次に、使用料及び賃借料です。タブレット端末ソフト利用料は、児童生徒が「協働学習、一斉学習、個別学習」など、それぞれの学習を深めるために必要となる授業支援・学習支援ソフトの使用料です。タブレット端末導入による教育用コンピュータ入替予定分の減額は、先ほどの保守点検委託料と関連いたしますが、今年度にコンピュータールームのパソコンの入れ替えを予定していた学校について、一人一台端末が実現することにより、コンピュータールームに新たなパソコンの整備をする必要がなくなることから減額するものでございます。

次に、備品購入費です。これは、児童生徒用及び教師用端末の本体、設定費用、プリンタなどの購入費でございます。

なお、令和2年度の国の補正予算の内容につきましては、本日お配りいたしましたA4カラー刷りの資料のとおりです。このうち、この度の6月補正予算で実施を予定しておりますのは、①一人一台端末と②学校ネットワーク環境の全校整備の部分でございます。以上、教育総務課分の説明でございます。

篠塚学校施設課長：

学校施設課分に関します補正予算のご説明をさせていただきます。6ページをご覧ください。小学校管理事業につきましては、次のページでございます中学校管理事業と合わせてご説明させていただきますが、新型コロナウイルスの影響によりまして、小中学校のプール授業を中止することになりましたので、プール清掃委託につきまして、小学校費250万9,000円、中学校費82万5,000円をそれぞれ減額しようとするものでございます。それから、6ページ下段の小学校施設維持整備事業についてであります。本城小学校測量調査業務委託につい

では、最終的な庁内検討の結果、6月補正では減額しないことになりましたので、大変申し訳ございませんが、削除をお願いいたします。2ページのほうも下から3行目に同事業名がございますので、こちらも削除をお願いいたします。学校施設課からは以上でございます。

藤崎学務課長：

それでは、学務課の補正予算につきましてご説明させていただきます。資料の8ページをご覧ください。

学務課からは、個性を生かす教育推進事業、651万6,000円、下段の小規模学校支援教員配置事業、13万5,000円の補正予算をお願いするものです。内容につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休校措置を受けまして、年間の授業時数を確保するため、夏休み10日分の勤務日に係る報酬及び職員手当等の補正をお願いするものです。以上でございます。

葉山教育指導課長：

教育指導課の補正予算についてご説明いたします。9ページをご覧ください。上段の養護補助員配置事業、426万1,000円の増額でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染予防のための臨時休校に対する授業時数確保のため、夏季休業短縮13日間の報酬等41人分を増額補正するものでございます。

続きまして、下段の学校図書館司書配置事業、212万1,000円の増額でございます。こちらも同様に夏季休業短縮分の報酬等25人分を増額補正するものでございます。

続きまして、10ページ上段の特別支援教育支援員配置事業、275万5,000円の増額でございます。こちらも同様に夏季休業短縮分の報酬等22人分を増額補正するものでございます。

続きまして、下段の英語科研究推進事業、797万8,000円の増額でございます。こちらも同様に夏季休業短縮分の報酬等48人分を増額補正するものでございます。

続きまして、11ページ上段の教育支援センター運営事業、53万1,000円の増額でございます。こちらも同様に夏季休業短縮分の報酬等9人分を増額補正するものでございます。

次に、減額補正のご説明をさせていただきます。11ページ下段の小中学校体育活動事業、724万8,000円の減額でございます。新型コロナウイルス感染予防のため、今年度の水泳学習を中止としたため、バス運行委託料及び学校体育水泳指導委託料を減額補正するものでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。学校環境衛生事業、250万円の減額でございます。こちらも同様に水泳学習に関連する消耗品費を減額補正するものでございます。以上、よろしく願いいたします。

堀越生涯学習課長：

生涯学習課の補正予算につきまして、ご説明させていただきます。資料の13ページをご覧ください。事業名につきましては、「明治・成田社会人大学運営事業」ということで、543万4,000円の減額補正でございます。事業の概要につきましては、記載のとおりでございますが、今年度につきましては、「国際社会課程」、「ビジネスキャリア課程」、「ライフマネジメント課程」の3課程の講座を開設する予定で、受講生を募集するなど準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、昨年度末から、明治大学とは成田社会人大学の開校について連絡を取り合っていたところでございますが、4月中旬に明治大学のほうから、地域との連携事業について9月まで全てを中止するとの連絡がありました。これを受けまして、10月以降の事業計画について、大学側と協議を行っておりましたが、10月以降の新型コロナウイルスの状況が見通せないということで、併せまして、明治大学の生徒への授業カリキュラム自体も確定がしていないという状況で、本事業に派遣していただく講師の先生の日程調整や会場の確保が困難ということでありまして、今年度の事業の中止を決定させていただき、その事業費の減額補正をしようとするものでございます。

補正の内訳といたしましては、当初予算額543万4,000円に対しまして、全額を減額補正いたします。報償費が卒業記念品として20万円、委託料が明治大学成田社会人大学開設委託料などで484万5,000円、そのほか消耗品費として38万9,000円を見込みました。以上が、生涯学習課の補正予算に関する説明でございます。

伊藤図書館長：

それでは、図書館から減額補正のご説明をさせていただきます。14ページをご覧ください。

まず、上段の図書館施設維持管理事業ですが、こちらの減額補正につきましては、昨日の市長報告の際にいったん見送りとなりました。執行については、保留ということで財政課より連絡をいただいておりますので、上段の図書館施設維持管理事業は、今のところは補正なしということになります。資料3ページの上から2行目の図書館施設維持管理事業のほうも削除となります。

下段の図書館事業として、508万3,000円の減額補正となります。こちらは毎年4日

間で実施しております蔵書点検を財源確保と開館日数を確保するために、今年10月20日から23日まで予定しておりました分を、今年に限り中止するということにしましたことから、蔵書点検業務委託料といたしまして、365万8,000円の減額、それから視聴覚ホールで毎年20回程度行っております映画会のほうですが、こちらは今のところ中止ということで、142万5,000円の減額で、合計508万3,000円の減額を予定しております。以上でございます。

《議案第1号に対する質疑》

高木委員：小中学校教育用コンピュータ整備事業ですが、補正予算をあげてGIGAスクール構想が実現するのはいつになるのか。

松島教育総務課長：大きく二つに分けて考えてまいります。まず一つ目、一人一台の端末整備でございますが、本市におきましても市議会において可決いただきました後、速やかに手続きに入りたいと考えておりますが、全国一斉導入ということで、納期には不確定な部分がございます。当課といたしましては、年内を目途に整備をいたしたいと考えております。

二つ目の学校の施設整備でございますが、これは校内用の回線につきまして、あらたに10ギガの回線を引くというものでございます。併せまして、固定式のWi-Fiのアクセスポイントを各教室、特別教室、体育館、職員室などに設置してまいります。また、充電のために必要な電源キャビネットを各教室に設置してまいります。どうしても工事の人手がいる作業になりますので、端末整備よりはもう少し時間がかかると考えております。補助金をいただいて行う事業でございますので、年度内の実現ということで目指しているものでございます。

佐藤委員：プール授業がなくなるということで、清掃費などの委託料の減額はありましたが、水道料金についてはどうなるのか。

松島教育総務課長：水道料金につきましては、確かにプールを利用いたしませんと水道を使わないわけでございますが、ニュータウン地区の水道料金は、毎年、県の企業局に減免の手続きを行いまして、水道料金が発生しない学校がございます。そうしたことから、

今回水道料金につきましては減額補正を行いませんでした。

高木委員：夏休み期間中の勤務が少し伸びる部分で、サポート教員とかの報酬が予算補正されているのですが、普段この方たちの夏休み期間中の給料はどのようになっているのでしょうか。

藤崎学務課長：8ページの学務課所管の学校サポート教員及び小規模学校支援教員につきましては、年間220日の勤務を条件として雇用しております。火曜日を除きますと、今年度に関しましては、19日分の長期休業期間中の勤務日が保証されているところですが、その部分を使いましても今年度については、10日分程度の不足が予想されることから今回の補正をお願いしているところであります。

高木委員：コロナで勤務しなかった分は払っているということですか。

藤崎学務課長：文部科学省や厚生労働省など国の方針もございまして、今回のコロナの休業において、会計年度任用職員のように不安定な職員についての労働を確保しなければならないということを前提にいたしまして、学校においては休校ではありましたが、児童生徒の学習教材作成及び校内の学習整備に勤務していただいております。

岡本委員：児童生徒に配るタブレットですが、中学3年生にも配るのですか。すぐに卒業になってしまうと思いますが。

松島教育総務課長：できるだけ早期にということでは思っておりますが、中学3年生分も整備いたします。今年度全児童生徒1人1台実現ということで実施いたしますので、中学3年生も含めて整備させていただきます。

岡本委員：来年度の新1年生の分は、来年度の予算で整備されるんですよね。

松島教育総務課長：現在の小学校1年生から中学校3年生までということで整備いたしますので、新1年生につきましては、小学校6年生が卒業されますので、その分を新1年生に回すということになります。複数年利用していく予定でございます。

関川教育長：小学校1年生から中学校3年生までの分を一気に揃えていくこととなります。子どもたちは入れ替わりますが、パソコン、タブレットは残るということとなります。

議長：その他、何かございますか。

特にないようですので、議案第1号「令和2年度 6月補正予算要求書（教育費関係予算）の提出について」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

議案第2号「工事請負契約の締結について（成田市立三里塚小学校大規模改造及び空気調和設備機能回復工事（建築工事）」

篠塚学校施設課長：

議案第2号工事請負契約の締結につきまして、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案及び資料をご覧いただきたいと思っております。

本案は、昭和54年に建築してから41年が経過した三里塚小学校の中央棟及び付属する増築棟について、教育環境の改善及び建物の耐久性の確保を図るため、大規模改造や空気調和設備の機能回復工事を実施するものでございます。

本工事の契約につきましては、5月7日に電子入札システムを利用した総合評価方式による制限付き一般競争入札を行いましたところ、4者からの入札がありまして、総合評価の結果、株式会社ナリコーが落札いたしました。

このことから、議案にお示した内容によりまして、2億9,459万3,200円をもって同者と工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得るよう市長に求めるものでございます。

続きまして、工事の概要についてご説明申し上げます。議案資料をご覧いただきたいと思っております。1ページが位置図、2ページが配置図ですが、図面の上が北方向となりまして、2ページの網掛けの校舎中央棟及び増築棟が今回の工事の対象でございます。

3ページから6ページまでが各階の平面図でありまして、上段が改造前、下段が改造後であります。

中央棟及び増築棟は、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積1,475.27平方メー

トルですが、建物の骨組みを除いてすべての箇所で改修を行うものでございます。

改修の内容につきましては、普通教室やコンピュータ教室等の更新を行うとともに、学校と協議して教育相談室を3階から1階に変更などを行うものであります。

このほかには、校舎内の多目的トイレの整備。さらに太陽光発電や蓄電池設備、LED照明器具を設置するとともに、建物の内装に木製品を使用することで温かみのある教室とするなど、教育環境の改善を図ろうとするものでございます。

7ページは立面図となります。工期につきましては、契約日の翌日から令和3年3月18日までを予定しております。

簡単でございますが、ご説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

《議案第2号に対する質疑》

佐藤委員：増築棟ができるということは、体育館に行くところにあった仮設校舎がなくなって増築棟のほうへ行くということになるのでしょうか。

篠塚学校施設課長：既存の校舎として、中央棟と増築棟が既にごございますので、今回、中央棟と増築棟という名前の建物の大規模改造をいたします。今回増築するということではありません。何年前かに仮設校舎を建てましたけれども、そちらのほうは工事で何ら手を加えません。仮設校舎は残ります。よろしく申し上げます。

片岡委員：空気調和設備というのは、エアコンのことでしょうか。

篠塚学校施設課長：はいそうです。

片岡委員：3億円近くかかるということですが、今回、コンピュータ設備を整備するにあたって、とてもお金がかかるという印象を受けたのですが、予算のほうは大丈夫なのでしょうか。確かに教育環境を整えてあげたいというのは分かるのですが、結構お金がかかることなので、耐震性が危ないとか緊急性があったということなののでしょうか。

篠塚学校施設課長：まず、建物の耐震では、学校施設につきましては、すべて現在の耐震基準を満足しているものでございますので、安心していただけたと思います。それとコン

コンピュータ教室につきましては、今回、急遽コンピュータのタブレットですとか、新たな整備ということで教育総務課長のほうからお話ございましたけれど、もともと工事を行う箇所にはコンピュータ教室がございまして、現状では老朽化しておりますので、今回は改修するということで設計をして入札を行ったものでございます。今後の対応につきましては、必要に応じて教育委員会の中で話をしていくものと思っております。

高木委員：コロナウイルスの関係で3密を避けるだとか、いろいろな対策がとられていると思いますが、今回改造するにあたって、例えば、玄関をもう1つ作って同じところから出入りしないとか、教室を広くとるとか、これから先共存していくコロナウイルスに対してのことも考えての設計がされているのでしょうか。

篠塚学校施設課長：設計をやっていた時期と入札をした時期、これからのコロナというところで、なかなかそのところまで議論して設計をやったということでは正直ございません。ここの三里塚小学校につきましては、空港の騒音に配慮しているところでございますので、窓を開けなくても十分に換気設備を使用しながら空調していくという、もともとの考えがございまして、そういう設計になっております。少しでも工事を進めていく中で、何かあれば学校とお話ししていくことになると思います。

佐藤委員：工事期間中の仮設校舎はあくまでも仮設で3密は大丈夫なのでしょうか。工事の計画として、三里塚小は何年とかがあるので、先に延ばすというのは難しいのでしょうか。

篠塚学校施設課長：これでやめてしまうということになりますと、それはそれでちょっとどうかというところもございまして、仮設校舎の中でどうやって過ごせば良いとか、そういったことについては学校とも協議して、工夫をお願いしてそのような中で工事をさせていただければと思います。

岡本委員：3密とかもありますので、普通教室が2つ並んでいるこの間の壁が、例えば、いざという時に取り除けるとか、何かあったときは融通が利くのかなという気もするのですが、固い壁ですよ。

篠塚学校施設課長：固い壁です。場合によっては、構造上重要な壁になることもあります。何を求めるかというところの、一番は学校での使い方になりますので、どうしても必要だということであれば、学校と協議しながら可能であれば考えていくということになります。

片岡委員：工事がスタートするのは何月からになるのですか。

篠塚学校施設課長：議会の議決をいただいてから本契約となりますので、議決をいただいた翌日から工期となります。

片岡委員：夏とか暑い時期になるのか、寒い時期になるのか。

篠塚学校施設課長：6月の末から3月となります。

片岡委員：先ほど佐藤委員が言われていたように、工事中の仮設校舎での子供たちの過ごし方がどうなっていくのかが少し心配になりました。

関川教育長：基本的には今ある教室がそのまま仮設校舎に移ったということになりますので、今の使い方と特段変わることはないということです。仮設校舎は、それぞれの教室と同じような広さで、教室分、必要な分だけ確保していますので、過ごし方としては他の教室と同じだと考えています。

片岡委員：エアコンも付いているのですか。

学校施設課長：エアコンも付いています。

議長：その他、何かございますか。

清水教育部長：先ほど片岡委員からお話のありました財源のことなんですけれども、GIGAスクールは、教育総務課長から約10億というお話がありましたが、その半分近くの約5億は国の補助があります。また、一部は起債といたしまして借入れを行って、一

度に事業費が大きくなるような配慮はもちろんしております。三里塚小の校舎も補助金をいただきますので、その辺は配慮しながら進めてまいります。

片岡委員：全額かかるわけではないということですか。

清水教育部長：3億まるまる一般財源で負担するというのではなく、そのうち、国からあるいは、NAAから補助金が得られます。

議長：その他、何かございますか。

特にないようですので、議案第2号「工事請負契約の締結について（成田市立三里塚小学校 大規模改造及び空気調和設備機能回復工事（建築工事）」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

議案第3号「成田市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」

学校給食センター鈴木所長：

それでは、議案第3号 成田市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、ご説明させていただきます。

本案は、「成田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例第5条」に基づく成田市学校給食センター運営委員会委員について、任期が令和2年5月31日をもって満了となりますので、「同条例第6条第2項」の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものです。

任期につきましては、「同条例第7条」により2年とし、令和2年6月1日から令和4年5月31日までとなります。

委嘱する委員につきましては、まず、「同条例第6条第2項第1号」により公立学校長として2人の方を委嘱いたします。曾根崎 高志委員は、平成小学校長で、新任となります。櫻井 正美委員は、美郷台小学校長で、再任となります。

次に、「同項第2号」により公立学校保護者として4人の方を委嘱いたします。森屋 徹委員は、成田地区の児童生徒の保護者で新任となります。岩館 司委員は、同じく成田地区の児童生徒の保護者で新任となります。石川 久美子委員は、下総地区の児童生徒の保護者で再任となり

ます。松崎 南知恵委員は、大栄地区の児童生徒の保護者で再任となります。

次に、「同項第3号」により識見を有する者として3人の方を委嘱いたします。京増 芳則委員は、成田市医師団より選出いただいた方で京増内科クリニックの院長をなさっておられます。再任となります。日暮 美智子委員は、前成田中学校長で、新任となります。

最後に、三橋 恒子委員は、成田市薬剤師会より選出いただいております。三橋薬局の方で、再任となります。

以上、議案第3号「成田市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

《議案第3号に対する質疑》

佐藤委員：曾根崎 高志校長先生が新任ということですが、他にも委員をされていて、少しご負担が大きいのではないのかなと思うのですが、委員を選ぶ時、他にどのような委員をやっているかとか配慮したうえで、選ばれたほうがよいのではないかと感じるのですが。

学校給食センター鈴木所長：校長先生の選出に関しましては、校長会の会長であります、公津の杜中学校の小川校長先生からご推薦をいただきました。他の職務についての情報をこちらでは把握していなかったのですが、今年度新しい給食調理場の建設を予定している平成小学校の校長先生でいらっしゃいましたので、こちらでは適任の方だと思ひまして推薦させていただきました。

佐藤委員：そのような事情があったのですね。それであれば結構です。

片岡委員：9名中5名が再任とありますが、再任の方は何期目なのか教えてください。

学校給食センター鈴木所長：櫻井 正美先生におかれましては、途中で交代されていますので、これまで1期半ですが、3期目になります。石川 久美子委員におかれましては、2期目になります。松崎 南知恵委員におかれましては、3期目になります。京増 芳則委員におかれましては、5期目になります。三橋 恒子委員におかれましては、6期目になります。以上でございます。

片岡委員：長くやられている方というのは、別の方にバトンを渡していくというシステムにはなっていないのでしょうか。

学校給食センター鈴木所長：何か基準があれば考えていきたいのですが、医師団は団長よりご推薦がありました。薬剤師会も会長より推薦がありましたので、それぞれ推薦された方を推させていただきますという経緯がございます。

佐藤委員：薬剤師会からの三橋委員が6期ということですが、薬剤師会の中でこれだけ適任な方はいらっしゃらないので、適切なお意見もなさいますし、人格も優れた方なので、こういう専門的な委員の場合は、何期でもいいと思います。広く意見をいただきたいという学校評議員のような場合は、長くなると意見が固定化してしまうということもありますが、こと給食に関しての三橋委員の働きを見ていると、薬剤師会を見渡してみても他にいないなど、狭い意見なのではあります。

議長：その他、何かございますか。

特にないようですので、議案第3号「成田市学校給食センター運営委員会 委員の委嘱について」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

議案第4号「成田市公民館運営審議会委員の委嘱について」

谷平公民館長：

議案第4号 成田市公民館運営審議会委員の委嘱について、ご説明させていただきますが、議案に条例が添付されておりませんでしたので、本日机の上に追加で配布させていただきました。ご確認をお願いいたします。

今回は、任期満了による委員10名全員の改選であり、内訳といたしまして、再任3名、新任7名でございます。任期満了により退任されるのは、7期14年務めていただきました針ヶ谷光子様、5期10年務めていただきました淵田和子様、4期8年務めていただきました越川雄次郎様、田村恒夫様、2期4年務めていただきました宮島孝仁様、原浩美様、1期2年務めていただきました高松孝胤様となります。針ヶ谷様、淵田様、越川様、田村様の4名に

おかれましては、長年にわたり委員を務めていただきましたが、今期を持ちましてご勇退となります。また、宮島様は校長会から新たに推薦をいただいたため、原様、高松様におかれましては公民館運営審議会委員の委嘱見直しによりまして退任となります。

新任の委員についてご説明させていただきます。成田市公民館の設置及び管理に関する条例第18条第2項第1号、学校教育の関係者として成田市校長会からの代表として遠山小学校長 山内 一浩様の委嘱を提案いたします。

続きまして、同項第2号社会教育の関係者として、成田市子ども会連絡会副会長 日下 勇太様、成田市青少年相談員連絡協議会副会長 関谷 真宏様の委嘱を提案いたします。日下様は地域で構成される子ども会の副会長として子どもの自主性・リーダーシップなどについて参考となる事例を持たれており、また、関谷様は青少年教育に携われ子どもたちと直に接していらっしゃることから貴重なご意見をいただけるものと考えております。

続きまして、同項第3号家庭教育の向上に資する活動を行う者として、高木 麻由子様の委嘱を提案いたします。高木様は、小学校6年生から1歳までの4人の子育て中であり、成田子育て応援サイトにあります「なりすく」のボランティア編集員として情報発信をされております。

続きまして、同項第4号利用者として、佐々木 有希様の委嘱を提案いたします。佐々木様は遠山公民館におきまして、10年近くサークル「フラ オ ウイラニ」で活動されており、また、三里塚小学校のPTA理事としても活躍されております。

最後に、同項第5号識見を有する者として、木川 義夫様、長澤 成次様の委嘱を提案いたします。木川様は、本市職員として各部署を歴任した後、公民館長を最後にご勇退されております。公民館の実務を熟知しており、社会教育の拠点としての公民館の機能を引き出すご提言をいただけるものと期待しております。また、長澤様におかれましては社会教育、とくに公民館学の泰斗として日本の公民館をけん引してこられた第一人者であり、千葉大学名誉教授、昨年4月からは放送大学千葉学習センター所長も務められ、公民館研究に日々携わっております。その広範な学識と定見とで、公民館の諸問題に対し多大なる貢献をいただけるものと確信しております。

今回委嘱いたします10名の皆様には、令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間、本市の公民館運営審議会委員として、公民館長の諮問に応じ各種の事業の企画実施につき調査審議していただくこととなります。

以上簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

《議案第4号に対する質疑》

片岡委員：皆さんの年齢を知りたいのと、この中に4人のお子さんがいらっしゃるという方がいらして、下は1歳の子育てをされているながらこの委員を受けてくださったということで、会議をするのが夜だと、お子さんが小さいので大変だろうなという印象がありますので、あまり負担にならないようにとか、例えば、託児があったら助かるだろうなと思いました。

谷平公民館長：申し訳ありません。皆さまの年齢につきましては、調査するときにかけてないものですから、全員については分からないのですが、今回新たに委員になっていただく方で、今、片岡委員からお話のありました子育てをなさっております高木委員につきましては、38歳と伺っております。また、公民館利用者として、今回ご提案させていただきます佐々木様につきましては、42歳と伺っております。

また、こちらの審議会は、通常であれば平日の昼間に概ね2時間程度で実施させていただいております。また、今回初めてこのような小さいお子様がいる方に委員になっていただきますので、託児につきましてはご相談のうえ、必要であれば準備していきたいと考えております。

議長：その他、何かございますか。

特にないようですので、議案第4号「成田市公民館運営審議会 委員の委嘱について」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

(2) 報告事項

報告第1号及び報告第2号については、成田市教育委員会会議規則第20条第1項の規定により、非公開で報告を受ける。

《これより非公開》

報告第1号「令和2年度 教科用図書印旛採択地区協議会委員の決定について」

報告第2号「令和2年度 教科用図書印旛採択地区協議会専門調査員の決定について」

《非公開を解く》

報告第3号「臨時休業期間中の家庭における昼食費を学校給食費とみなして支給することに伴う成田市就学援助費支給規則の一部改正について」

藤崎学務課長：

報告第3号 臨時休業期間中の家庭における昼食費を学校給食費とみなして支給することに伴う成田市就学援助費支給規則の一部改正についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校及び義務教育学校における臨時休業に伴う家庭での昼食費は、通常予測できない生活需要であるため家計を逼迫させ、教育費の捻出を困難にしているところがございます。各家庭の教育費の確保を目的に、当該昼食費を学校給食費とみなして支給するものであります。これに伴い、成田市就学援助費支給規則の一部を改正いたします。

規則の主な改正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症による臨時休業期間中においても給食が実施されたものとみなす規定と、当該給食費相当額を当該保護者に直接支給するための規定を附則に追加することです。

支給対象者につきましては、成田市就学援助費支給規則第9条第1項の規定によりまして、準要保護児童生徒に係る認定を受けている児童生徒に対して親権を行う者といたします。

保護者に直接支給する昼食費相当額は、原則臨時休業日数に給食費日額を乗じたものといたします。ただし、臨時休業の日数が月13日以上の場合は、給食費月額として支給することといたします。また、給食が実施された月は、給食費月額から給食実費分を控除した額を保護者に振り込むこととなります。なお、給食の実費分につきましては、従前通り学校給食センターに本市より直接支払うことといたします。そのため、1月当たりの昼食費相当額と給食実費分の支給合計額が、給食費月額を上回ることはございません。

次に、申請および支給方法についてですが、学校等の負担も考え「口座指定届」を学校経由で保護者に配布していただき、学校がとりまとめたのち、申請期限内に学務課に提出していただきます。その後、保護者の口座に直接学務課より入金をさせていただきます。

支給スケジュールにつきましては、6月中旬までに「口座指定届」をとりまとめ、6月下旬に指定口座へ振り込むことを目途としております。ただし、保護者様のほうで「口座指定届」の提出が遅れた場合は、7月以降に随時振込みを行う予定としております。

なお、財源は小学校および中学校就学援助費支給事業からの支出となりますが、本来支出予定であった給食費相当額を充当することとなりますので、歳出への影響はございません。報告は以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

《報告第3号に対する質疑》

特になし

報告第4号「新型コロナウイルス感染症対策に関する対応について」

葉山教育指導課長：

それでは、報告第4号 新型コロナウイルス感染症対策に関する対応についてということで、3枚綴りでホチキス止めの資料をご覧ください。こちらは、学校のほうに校長会、教頭会を通じて連絡させていただきました。

まず、学校再開は6月1日からということで始めていきたいと思えます。1番の授業・行事への対応についてですが、休業日につきましては、今年度に限り6月15日の県民の日は授業日として、給食を提供する形でいきたいと思えます。そして、夏季休業については、8月1日から23日までとし、1学期の終業式を7月31日、2学期の始業式を8月24日という設定でいこうと思っております。給食の対応につきましては、こちらに書かれているとおりで、7月の後半3日間、それから8月の後半3日間については、どうしても提供が困難ということなので、お弁当持ちということで、学校のほうに話をしております。ただし、中学校区というところで統一して対応していただくことになっておりますので、その地区によっては給食を食べないで、午前中とかになる場合もあるかもしれません。それは学校の対応としてお願いしております。

それから、6月1日からの対応についてですが、文部科学省から資料が出ておりましたので、早い段階でコロナに対する対応・予防についての学習を実施します。正しく恐れ、正しく予防していくということを念頭に、発達段階に応じて各担任から指導していただきます。これまで約3ヶ月近く休んでおりますので、いきなり6時間はつらいかなということで、初日は4時間とし、日課の例としてこのような内容でどうですかと提示してあります。ここから預かり自習については終了ということで思っています。

6月2日からは通常の日課を再開してよいとし、こちらについてもそれぞれの地域、学校の事情等もありますので、中学校区ごとに校長先生方に話をしてもらっています。小学校が6時

間やって、中学校が4時間で帰るといような逆転現象になるようなことがないようにお願いしてあります。部活動は当面の間実施しないという形でいくのですが、放課後体を動かす時間を設ける場合は、教職員がついて3密に気を付け、学校の実情に応じて実施することは可としており、想定しているのはグラウンドを使ってということで考えています。特に6月中は十分注意してくださいと話してあります。

そして、(3)の開催中止の行事についてですが、毎年地域のミニ集会というものがありますが、こちらは密になってしまうということがあります。それから学校の授業を優先することとしまして、今年度につきましては、成田市全体で行わないことで県には報告させていただきました。関係行事につきましては、吹奏楽コンクール等については中止。部活動の大会は、中学校の新人戦については検討中となっておりますが、それ以外は中止となっております。その他のものについては検討中ということになります。

資料2枚目をご覧ください。感染拡大防止への配慮ということで、学校のほうにお願いをしたところは、今まで当たり前できていたものが当たり前でできるわけではないということを念頭においてくださいということをお話してあります。新しい生活様式というものが国から示されていますので、それを意識してと話をしています。

そして、この大きく3つ。可能な限り密にならないように工夫してくださいということ。そして、健康面については十分配慮してほしいということで、発熱をした子どもについては、解熱をした次の日は休むということ。ずっと休んでいて虐待等の心配もありますので、心のケア等についても十分配慮してほしいこと。マスクについては必ず着用。併せて熱中症の対策もありますので水分補給については十分配慮してほしいということで話をしています。可能な限り石鹸をつけ手を洗う。他人の物は使用しないようにするというようなことで健康面については指示しております。消毒については、ガイドラインの方針では、1日1回程度、次亜塩素酸を使って消毒してほしいということになっておりますので、学校のほうで手すり、ドアノブ、蛇口、トイレなどを消毒することが望ましいということで話してあります。

そして、(2)の学校生活を行う上での注意点ということで、まず、登校時についての注意点、それから朝の会では健康観察カードなどを活用し発熱がないかの確認。必ず着用しているかの確認も含めてマスクの着用を毎回子供たちに指導していくということでいきたいと思っております。

そして、授業時です。職員はマスクを必ず着用すること。市のほうでフェースシールドを準備しました。先生1人1枚を6月1日に間に合うように学校のほうに配布したいと思っております。常時つけてということではありませんが、マスクと併用しながら授業を行ってもらうということでいきたいと思っております。授業に関してですが、1番は飛沫感染の防止ですの

で、今の時期は対話とか話し合いということを行わないでほしいということ。理科室のような対面式の机の使用は控えてほしいということで話してあります。

次に、技能教科です。体育については接触するような種目は行わない。また、ずっと運動をしていませんので、急に激しい運動をさせないということ。マスクについては、スポーツ庁からマスクはしなくてもよいということが出ましたので、必ずしもつけなくてもよいということ。感染が心配でつけたいという子についてはつけても構わない。教員も自分で走ってこのようにやるんだよと示す場合には、その時だけはつけなくてもよいということになっていますので、ガイドラインに準じた形で体育のほうは行っていただく。体育館を使う場合は、十分に換気をして、これは中学校を想定してのことですが、2クラス以上同時に体育館は使用しないように工夫してほしいと話してあります。そして、音楽です。合唱については小人数や分散したり、広い場所を使用するなど工夫して実施してもらおうよう話してあります。リコーダーについては飛沫感染がありますので、当分の間は控えてほしいと話してあります。ただし、例えば、グラウンドのような広い場所で、向かい合ってやらなければならないと思いますので、学校のほうで十分な対応を考えて実施してもらえれば大丈夫ですと伝えてあります。美術については5教科の授業に準じる。技術・家庭科については、作業時に密にならないように工夫する。英語について、これは小学校ですが、英語ルームで授業を行わず通常の教室で行って、大声でしゃべったり、ハイタッチや握手をしたりすることは当分の間は避けてほしいとお願いしてあります。

そして3枚目です。休み時間です。小学校については業間休みというのは子供たちにとって楽しみだと思いますが、3密に十分気をつけて行ってほしいということで話してあります。学校によってはいっぺんに出てしまうと密になってしまうので、曜日に分けるとかということは学校のほうに任せてあります。

給食についての配膳ですが、密にならないように学校の実情に合わせて廊下を活用するなど広いスペースの中で配膳をするなど、これは学校の実態に応じて変わりますので、学校で工夫をお願いしますと話してあります。配膳後の減量やおかわりなどは、当面は担任が行う。そして牛乳パックのまとめ作業は密になるため当面は行わない。清掃についてです。一か所に集まらず、分散して清掃を行うことが望ましいと話してあります。帰りの会についての対応は、ここに記載されているとおりです。放課後はこちらに書かれているように、6月中は部活動はやりませんので、活動する場合には1間程度とします。子供たちの委員会活動については、最小の人数で行う。下校時は時間差をおきながらとか密にならない下校を指導する。交通安全や不審者等への対応についても十分指導していただきとしております。

最後3番です。学校内で感染者が出た場合の対応について、こちらは厚生労働省の指針およ

び県のガイドラインに準じた形で対応していきたいと思っております。児童、生徒が発症した場合には、14日間の学校閉鎖とする。保護者が発症した場合には、児童、生徒は濃厚接触者になるため出席停止。その他の児童生徒については、出席は可。保護者が濃厚接触者の場合には、児童、生徒については、出席は可。しかし、保護者判断で欠席させる場合もあると思しますので、そちらは出席停止扱いとする。感染不安による欠席については、出席扱いということで県のガイドラインに出ていますので、出席簿上は事故欠ということで欠席扱いにするのですが、学校のほうで適切な学習課題を示してもらい、要録上の記録のところでは欠席扱いとしないで、通知表についても保護者にわかるように記載してくださいと学校のほうには話をしてあります。以上報告を終わります。

《報告第4号に対する質疑》

岡本委員：登下校中マスクをしているのですよね。暑くなってきて子供にこれを徹底するのは現実的ではないのではないかと思います。

葉山教育指導課長：最初にコロナ学習をやって、お互いにうつさない、うつされないということでやっているのだということが発達段階に応じた形で理解してもらっているところですが、確かに先生がおっしゃるとおり苦しいところもあるかとは思いますが。

関川教育長：これからの時期は暑くなってくるので、どちらが健康的かということも含めて考えていかなければならない問題だと思います。先生からもご助言いただきながら検討していきたいと思っております。

高木委員：今年入学した小学1年生は、ほとんど学校に行っていない状況で、中学3年生は受験を控えていると思いますが、そのような年齢に対して、特に何か対応を考えているのでしょうか。

葉山教育指導課長：小学校1年生については、これから細かく丁寧に対応していくと思っております。中学3年生には、これからの授業日等の関係もありますが、場合によっては、土曜日授業とかで実施するという形で、子どもたちの負担にならないような対応を検討事項としてはあります。

高木委員：小学校1年生とかが、市内を歩いている姿を最近見かけるのですが、横断歩道を渡るときに渡るのか、渡らないのかというような感じになっていて交通安全の部分についても、まだ十分じゃないのかなと思いましたので、そのような部分も是非ご指導をお願いしたいと思います。

葉山教育指導課長：指導していきます。

片岡委員：休校中に業務にあたってくださった方々に感謝申し上げます。休校中はいろいろな思いを巡らせながら親子で生活していましたが、長い春休みが終わってほっとしています。ゴールデンウィーク明けには週1回、今週からは週2、3回学校へ行くようになり、子どもの様子を見ていると友達に会えてとてもうれしそうにしています。授業については、遅れている分すごく早く進めているみたいで、時間内に3、4ページどんどん進めていって、遅れているのは分かるのですが、ついていけないお子さんも多いみたいです。

我が家では、今回、休校中に学校から千葉テレビや学びサイトとかもいろいろ提案してくださっていたので、試してみたのですが、家で動画を止めながら学びを深めていくところがなかなか難しかったし、また、習っていない部分をやろうとする気が起きないというか、なかなか親が指導するには限界があったなという印象です。それから、ユーチューブで民間のスクールさんが無料でオンラインの授業をしてくださっていたので、それを息子に見せたらすごく楽しい授業であったので、そういうことで少し勉強を進めるということもしていましたが、なかにはゲームばかりになっているお子さんも多いようですし、学習をしている子と、していない子の学力の格差というのが一番心配です。先生方も大変だと思いますが、学力格差を解消するためによろしくお願いします。

また、部活をやっている子どもたちは、いろいろな大会が中止になって、目標を失ってしまっている子もいるようで、特に中学3年生の親御さんからは、引退試合とか受験に向かえるような区切りをつけてもらいたいという意見を多く聞きましたので、成田市だけでも何か考えていただけたらいいなと思いました。そして、先ほど今年はずも中止ということでしたが、水泳部の子たちも全くできない状態なのかということも気になりました。

葉山教育指導課長：学校のプールについては、更衣室が密になってしまうという関係があるので、今年度はなしということで、部活動については、今のところ引退試合とかそこまでは検討はしておりませんが、中学3年生の子たちは今まで頑張ってきているので、次に気持ちがきちんと切り替えられるような形で引退をさせてあげてくださいということでは、学校のほうにはお願いしてあります。ただ、時期は学校のほうにお任せしております。とにかく区切りだけはきちんとつけてあげてくださいとお話はしてあります。あと学習面に関しては、先ほどスピードがという話がありましたが、こちらについても授業をうまく工夫したり、行事などもだいぶ削減して授業にあてるので、それほど慌てなくても大丈夫なような形になると思います。あと学力の差が不安という部分もありますので、家庭学習とか、例えば、放課後残して補講とか適宜学校のほうで工夫してくださいということで依頼をしてあります。

岡本委員：コロナウイルスの影響でこれだけ防止策をとるのもわかるのですが、防止策をまじめに守ると子どもは学校が本当につまらないだろうなと思うんですよね。学校のいいところをことごとくつぶすとかですね、対面授業を行わないとか、子ども同士話をさせないとか、なんだか本当にかわいそうだなという気がして、これだったら授業もアクティブ ラーニングじゃなくて、一方的な授業をやりなさいということなのでしょうが、これまで対話形式でアクティブにと言っときながら、コロナウイルスだから子どもたちに会話をさせるなと急に言われると、学校の先生も悩むような気がします。特に英語なんかは、それだったら英語を流しておくだけでいいんじゃないのということになってしまいかねないので、6月いっぱい元に戻ればいいですが、感染拡大防止のためには有効だというのは分かりますが、これで子ども達がやる気ができるのかという疑問点があるのですがどうでしょうか。

葉山教育指導課長：現段階ではガイドラインに従った形で示すしかないのですが、こういう形なのですが、いい方向に向かってきたら状況は変わってくると思います。指導についても年間指導計画がありますので、今学校のほうで見直しをしてもらっているところですので、もう少し経って良い状況になれば、今この時期に組み換えすることができますので、学校のほうには対応をしてもらおうということをお願いしています。

関川教育長：スタートの時点はこういった形で学校のほうに周知して、こういったことに気を

つけてやっていきたいと思います、感染状況を見てですね、それから子供たちの反応を見なければいけないと思います。先ほど片岡委員からもお話がありましたように、進み方が早くて子どもの理解度を考慮しないような授業であってはならないと思いますので、学校のほうによく周知させていただきたいと思います。

高木委員：岡本先生に一つお聞きしたいことがあります。エアコンというのは大丈夫なのか。

岡本委員：エアコンはだめですよ。基本は吸い込んだ空気を冷やしてそのまま出できているだけなので、換気扇が付いていれば別なのですが、教室には付いていないと思いますので、1時間に1回とか休憩時間には窓を開けて、空気を入れ替えてやるのがよいと思います。

報告第5号「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について」

堀越生涯学習課長：

それでは、報告第5号 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）につきまして、生涯学習課より報告をさせていただきます。資料につきましては、文部科学省のホームページより抜粋したものということをご理解をいただきたいと思います。

まず、コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校のことでございます。こちらは平成29年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正によりまして、学校運営協議会の設置につきまして、教育委員会に対して努力義務を課すこととされました。

これを受けまして、本市におきましてもコミュニティ・スクールの導入を、現在検討しているところでございます。

配布しました、資料の1ページをご覧いただきたいと思います。大きい枠2つくくってあると思いますが、その上の枠の下段にあります「学校運営協議会の主な機能」をご覧いただきたいと思います。学校運営協議会は当該校の管理職・保護者・地域住民・有識者などが委員となります。機能としましては、大きく3つございます。これについては、「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」2つ目といたしまして、「学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる」3つ目といたしまして、「教職員の任用に関して、教育委員会規則

に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる」とされ、委員にはある一定の権限が与えられまして、複数の構成員によって意思決定する組織となっております。

資料の2ページ目をご覧ください。現在、本市では、校長の求めに応じて、評議員が学校運営に関する意見を述べる「学校評議員」が制度化されておりますが、この体制から段階的に発展し、保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、学校・家庭・地域におきまして教育目標やビジョンを共有し、社会全体で子どもたちの健全育成や学校運営の充実を目指すこととなります。

現在、千葉県においては、令和元年度末までに5市2町におきまして学校運営協議会を設置しております。本市においても先進市町の事例を参考に、導入に向けて検討を重ね、校長会などにおきまして意見を伺いながら準備を進めて行く方針でございます。

今後の予定としましては、先進市町の中で、学校の統廃合を機に学校運営協議会を設置している事例がございます。こういったことから、大栄みらい学園の開校に合わせて導入を視野に入れながら、他の学校での制度導入につきましてもその可能性を探ってまいりたいと考えております。最終的には、全校の導入に向けて進めていけたらいいなと考えているところでございます。以上がコミュニティ・スクールについての報告となります。

《報告第5号に対する質疑》

関川教育長：難しいのですけれども、なかなか進んでいかないというのは、何かそこに問題があるのだろうかあと私も思っているわけですが、形が決まっていて、これがコミュニティ・スクールだと言われてしまうと皆さん足踏みしてしまうというところがあるかと思えます。最大の目的は子ども達によりよい教育を施すということで、実際に教育を施すのは学校職員であるわけですから、学校職員の理解と協力がないと、なかなか進んでいかないと思えます。あまり大きな負担をかけずに、しかも子どもにとって教育効果が上がる形の新たなコミュニティ・スクールみたいなものを考えていく必要があるのかなと思っています。いろんなところを勉強しているところですけども、少しずつ進んでいきたいと思えます。この形がベストというのは、なかなかないようですので、本市に合ったやり方を考えていけたらいいなと思っています。また委員の皆様からご意見がございましたら、いつでも結構ですからお寄せいただきたいと思えます。

議長：よろしいでしょうか。特に質問がなければ、報告第6号「成田市教育委員会職員の人事異動について」を、松島教育総務課長より報告をお願いします。

報告第6号「成田市教育委員会職員の人事異動について」

松島教育総務課長：

それでは、報告第6号「成田市教育委員会職員の人事異動について」2件ご説明いたします。いずれも配布資料はございません。

まず1つ目、令和2年4月の国の緊急事態宣言の発令を受けまして、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び市民サービスの継続を目的として、臨時的に行いました令和2年4月13日付人事異動による兼務発令についてでございますが、令和2年5月25日 昨日の緊急事態宣言の解除を受けまして、本日付で兼務を解くことといたしました。

兼務辞令を解く職員は、4月にご報告いたしました給食センター、公民館、図書館職員13名です。

2つ目でございます。先ほどご可決いただきました議案第1号のご説明の中で申し上げましたGIGAスクール構想の関係でございますが、成田市議会6月定例会において補正予算をご可決いただきましたのち、直ちに施設整備、機器整備の手続きに入る必要がありますことから、今後教育委員会内での人選を行い、教育長専決を経まして、6月1日付で兼務辞令を発令する予定でございます。本件につきましては、6月の教育委員会会議におきましてご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

《報告第6号に対する質疑》

特になし

議長：よろしいでしょうか。他に質疑等がなければ、以上で報告事項を終わりといたします。

6. その他「臨時休館中に行ったサービスについて」、「図書館の段階的な再開について」、「緊急事態宣言解除後の公民館の対応について」

片岡委員：お礼なのですが、休校中に子ども達へ図書館の企画で「ステイホーム応援 子ども図

書便」ということをやっていただいて、とてもありがたかったです。時間を持て余している子ども達にとってもいい企画だなと思いました。私も電話をしましたが、電話が2時間程度つながらなかったのですが、電話の対応がとっても素晴らしくて、子ども本の好みや興味のある本を司書さんが丁寧に聞いてくださって、家は息子2人が、兄は漫画を、弟は司書のおすすめ本をお願いしました。最初は200名優先だったのをプラス200名追加して、400名の子ども達にレターパックを送ってくださって本当にいい企画だったと思いました。そこで、提案なのですが、日赤の院内学級のお子さんは、図書館に行きたくても行けないので、年に数回でもいいので院内学級のお子さんにこのような企画をやっていただけたらと思いました。

それから、ホームページで図書館はインターネットの予約から貸出しをスタートするというのを見ましたが、公民館のほうも徐々に再開の方向に進むのか伺えたらと思います。

議長：実は「その他」の中で報告をさせていただこうと思っておりましたので、伊藤図書館長より、「臨時休館中に行ったサービスについて」と、「図書館の段階的な再開について」の報告を先にお願ひします。

伊藤図書館長：

それでは、臨時休館中に図書館で行ったサービスについて、ご報告させていただきます。こちらの資料ですが、時系列で記入させていただきました。まず最初に、4月15日から本日撤収をしてしまいましたが、成田市役所本庁舎の玄関ホールにおいて、「新型コロナウイルス感染症情報コーナー」ということで、来庁者の方々に向けて情報コーナーを設置しました。こちらは休館に入る前に図書館の玄関口でやっていたもので、国や厚生労働省、専門家会議、千葉県の発表した資料や、新型コロナウイルス感染症に関する有用な情報源と思われる資料を配布しました。5月20日までの配布部数ということでカウントしたところ、1,430部ほど出たということでかなりの配布率となっております。

次に、4月24日から5月13日まで、「児童ホームへのリサイクル本の配布」ということをいたしました。休校により預かり時間が長くなっている児童ホームで役立ててもらうため、希望のあった児童ホームへ図書館で除籍になったリサイクル本の配布を行いました。市内に22

ある児童ホームで17の児童ホームから希望がありまして、各児童ホームへ70から100冊程度を配布し、合計で約1,480冊のリサイクル本を配布いたしました。

次に、先ほど片岡委員からお話のありました、5月9日から5月19日までの約10日間ですが、在宅中の子どもへの読書支援ということで、「ステイホーム応援！子ども図書便」ということを行いました。こちらのほうは、緊急事態宣言の延長が決まった後に在宅中の子どもたちに読書をすることで楽しい時間を過ごしていただきたいということで、図書をレターパックプラスで郵送貸出しするサービスを臨時的に実施したところです。事業内容としましては、市内在住で0歳から18歳までのお子さんに向けて、希望する本や司書のおすすめ本を無料で郵送いたしました。利用人数は、先着200名で開始しましたが、初日ではほぼ200名埋まりそうであったため、急遽、初日のうちに200名分追加いたしまして、最終的には448名の利用がありまして、2,288冊、大体1人5冊程度の貸出しとなっております。利用されたお子さんや保護者の方からも大変感謝の言葉をいただきまして、メディアでも多く取り上げられ、職員にとっても良い企画ができたかなと思っています。

次に、5月26日に「ホテルへのリサイクル本の提供」ということで、市内のホテルでPCR検査を受けるために待機している方への支援ということで、約400冊のリサイクル本の提供を行いました。あとはその他ということで、通常より行っていたサービスでございますが、「図書宅配便」ということで、有料の着払いでの貸出しは休館中も継続しておりました。通常時は年間で10件前後の利用ですが、臨時休館中は5月20日現在で58件の利用がございました。あとはレファレンスサービス等の電話で対応できるサービスは続けておりました。

次に、裏面の「段階的なサービスの再開について」でございますが、本日から「段階1」の臨時休館前に予約された方への予約図書の貸出しを始めております。市内で1,100名程度、2,400冊程度の割り当て本の貸出しを行うということで始めております。午前中だけで窓口を訪れた方は150名ほどいらっしゃいました。その他に電話の問い合わせが多くあるような状況です。6月2日から新規の予約受付を開始したいと思っております。それから1週間くらいのうちに館内に入っただけの貸出しサービスに進んでいく予定としております。以上でございます。

議 長：続きまして、谷平公民館長から報告をお願いします。

谷平公民館長：

公民館のほうは、「緊急事態宣言解除後の公民館の対応について」ということで、5月25日

現在のものを資料として配布させていただいております。

まず、「3密を防ぐために利用の制限基準を設けましょう」という形になっています。内容としましてはそちらに書いてある4項目になりまして、例えば、活動の例示としてお示しさせていただきますと、カラオケですとかスポーツ吹き矢というものがサークルであるのですが、①の近距離での会話・発声・飛沫が発生する可能性の高い活動にあたりますよということで1分類、演劇やダンスは①と②に該当するのではないかと、将棋や楽器演奏は①と③に該当するのではないかと、料理や交流会は①と④に該当するのではないかとということで、どの活動をとりましたが概ね①が入ってくるかと思っておりますので、その①を防ぐためにはどうするかという形になってくるかと思っております。例えば、ここに書いてあって、①に該当してしまうということになると、公民館を使用させていただくことができなくなってしまいますので、例としてカラオケがありますが、今まで通り皆さんで集まって歌を歌うということは①に該当してしまうので、利用はお断りすることになってしまうのですが、ただし、3密にならないければよいのですから、通常通り歌を歌うということはこの時期はあきらめていただきまして、学校形式によってみんなで譜面を読むなどの活動であれば、カラオケという言葉ではじくということではなくて、用途や人の集まり方で判断していきたいと思っております。

続いて、部屋の利用定員についてですが、現在公民館の部屋というのは定員が出ているのですが、定員というのが、その部屋に入っている机や椅子の数で決められているようですので、これをさらに見直しをかけております。空間をとるということになりまして、どの部屋も概ね3分の1あるいはそれ以下になってしまうということで、今まで通りの活動がさらに難しいことになるのかなと思っております。不特定多数が利用します共有スペースについてですが、ロビーや談話室、公民館図書室などにつきましては、1時間以上の長時間の滞在はお断りする形になります。ただし、学習コーナー、学習室など個人の学習スペースの提供につきましては、通常自習というと1時間以上の滞在になるだろうということで再開は見送りたいと思っております。また、コピー機、印刷機の利用につきましても密にならないように、機械に触っていただく方は1人だけとし、製本ですとか数名で来てお話をしながらの利用はご遠慮いただくことにします。

こちらの対応期間としましては、公民館は5月いっぱい休館となるのですが、6月1日が第1月曜日で決まった休館日となりますので、6月2日からといたしまして、最後は当面の間としたいと思います。徐々に規制は緩めていきたいとは思っていますが、今の段階ではいつまでということが言えない状況ですので、周りの状況を見ながらやっていきたいと考えております。この案につきましては、市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議に諮りまして、市の施設

につきましては、どの施設もこの方向で行くということになっております。以上です。

その他「成田市学校評議員の委嘱について」

藤崎学務課長：

4月の教育委員会会議の議案第1号「成田市学校評議員の委嘱について」の質問に対する回答ですが、高木委員のほうから、公務員が4名入っているということで、学校評議員になっても支障がないかどうかということで確認したところ、成田市学校評議員に関する規則第3条第3項においては、まず、当該学校の職員、それから児童又は生徒、教育委員会及び教育委員会事務局職員、今の3つのほか、職務や権限に基づき当該学校運営に関係する者については、校長が推薦することができないと規定されていますが、ご質問をいただいた、4名の委員候補者のうち3名は、空港、ハローワーク、他の市役所の勤務、その他1名は病院勤務ということで、問題はないということで確認いたしましたので、ご報告いたします。

7. 教育長閉会宣言